

北本市 子どもの権利に関する市民意識調査 (大人用)

調査についてのお願い

市民の皆様におかれましては日頃から北本市の行政にご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

北本市では、令和3年度に北本市子どもの権利に関する条例を制定し、この条例に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「北本市子どもの権利に関する行動計画」を策定することとなりました。

計画の策定に当たっては、子どもを含む市民の皆様の状況を把握するため、子どもを含む市民意識調査を実施いたします。

調査の対象として、18歳以上の市民の中から無作為に1,500名を選び、調査への回答をお願いしております。ご回答頂きました内容はすべて統計的に処理し、有効に活用いたします。

調査の趣旨をご理解頂き、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和4年●月

北本市長 三宮 幸雄

ご記入の前に、お読みください

- この調査における「子ども」は、お名前を書く必要はありません。
- ご回答は、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。回答数は、各設問文に(○は1つ)(○はいくつでも)などと指定してありますので、それに従ってご回答ください。また、()がある回答は、記述でご回答ください。
- 設問によっては、該当する設問の番号に○をつけた方だけに答えて頂く設問などがありますので、その説明に従いご記入ください。
- 回答は、次の2通りの方法が可能です。
①紙面での回答：この調査票に直接ご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、ご投函ください。
②パソコンやスマートフォンからの回答：アンケートURL：【●●●●●●●●●●】
上記URLを直接入力、または右記QRコードからアクセスしてください。

令和4年●月●日(●)までに、ご回答をお願いいたします。

担当課：北本市福祉部子育て支援課

なお、本調査の実施・とりまとめは、
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しています。

QRコード

【本アンケート調査についてのお問合せ先】

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

電話：(03) 5803-9885

メール：tokyo@ji-institute.com

1 あなた自身についておたずねします

問1 あなたの性別について、お教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問2 あなたの年齢(令和4年10月1日現在)について、お教えてください。(○は1つ)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 19~29歳 | 2. 30~39歳 | 3. 40~49歳 | 4. 50~59歳 |
| 5. 60~69歳 | 6. 70歳以上 | | |

2 子どもの状況についておたずねします

問3 あなたには、お子さんや身近に関わりのある子どもがいますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 妊娠中 | 2. 自分の子ども(乳幼児) |
| 3. 自分の子ども(小学生) | 4. 自分の子ども(中学生) |
| 5. 自分の子ども(高校生) | 6. 自分の子ども(その他・成人も含む) |
| 7. 親戚や友人の子ども | 8. 近所の子ども |
| 9. スポーツ・文化活動団体の子ども | 10. 仕事で関わる子ども |
| 11. その他 | 12. 身近に子どもはいない |

【問3で「2」「3」「4」「5」「6」のいずれか(自分の子どもがいる)を選択した方のみ】

問3-1 あなたのお子さんが、夢中になれることは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 運動・スポーツ | 2. 勉強・塾 |
| 3. 読書(漫画含む) | 4. ゲーム・インターネット・SNS |
| 5. 家族と過ごす時間 | 6. 友達との遊び |
| 7. 趣味の活動・教科以外の習い事 | 8. 地域の活動・ボランティア活動 |
| 9. 学校の部活動 | 10. 仕事・アルバイト |
| 11. その他() | 12. 特にない |

問4 あなたは、最近の子どもを取り巻く状況をどのように感じていますか。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
① 自分に自信をもっている (自己肯定感が高い)	1	2	3	4	5
② 直面した問題に自分で対応できる	1	2	3	4	5
③ 保護者と過ごす時間が十分にある	1	2	3	4	5
④ 友人と過ごす時間が十分にある	1	2	3	4	5
⑤ 家庭や学校以外にも人と関わる時間が十分にある	1	2	3	4	5
⑥ 安心して過ごせる居場所が確保されている	1	2	3	4	5
⑦ 周囲の大人は子どもの自主性を尊重している	1	2	3	4	5
⑧ 地域の大人は子どもの健全やかな成長を助けている	1	2	3	4	5
⑨ 乳幼児の保護者は、子育てに必要な情報や支援を受けられている	1	2	3	4	5
⑩ 小学生の保護者は、子育てに必要な情報や支援を受けられている	1	2	3	4	5
⑪ 中学生の保護者は、子育てに必要な情報や支援を受けられている	1	2	3	4	5
⑫ 高校生の保護者は、子育てに必要な情報や支援を受けられている	1	2	3	4	5

問5 あなたが、最近の子どもを取り巻く課題として特に重要と思うものは何ですか。(○は3つまで)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 自己肯定感 | 2. 家庭環境 |
| 3. 子どもの貧困・生活上の困難 | 4. SNSやインターネット、ゲーム |
| 5. 教育・進学 | 6. いじめ |
| 7. 児童虐待 | 8. ひきこもり・不登校 |
| 9. 犯罪・非行 | 10. 地域との関わり |
| 11. 社会的自立 | 12. その他 () |
| 13. 特にない | |

	機会は十分に ある	機会はある が、もっと 必要	あまりな く、もっと 必要	あまりない が、特に必 要はない	わからない
⑤ 地域の行事・イベントの 企画運営に参加すること	1	2	3	4	5
⑥ 地域のまちづくりやボラ ンティア活動に参加するこ と	1	2	3	4	5
⑦ 北本市政について意見を 言うこと	1	2	3	4	5

4 「子どもの権利」についておたずねします

問9 あなたは「子どもの権利」について聞いたことがありますか。また、内容をどの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 聞いたことがあります、内容もある程度知っている
2. 聞いたことがあります、内容を少しだけ知っている
3. 聞いたことはあるが、内容は知らない
4. 聞いたことはない

問10 あなたは北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」について聞いたことがありますか。また、内容をどの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 聞いたことがあります、内容もある程度知っている
2. 聞いたことがあります、内容を少しだけ知っている
3. 聞いたことはあるが、内容は知らない
4. 聞いたことはない

問11 北本市では「子どもの権利」の保障と普及啓発に向けて、様々な取組を実施しています。あなたは、市が実施している取組のうちどれをご存じですか。(○はいくつでも)

1. 「北本市子どもの権利に関する条例」の制定（令和4年10月1日施行）
2. 「子どもの権利擁護委員」による相談業務の実施（令和4年10月1日から開始）
3. 「きたもと子どもの権利の日」（11月20日に関連行事を実施）
4. 「子どもの権利委員会」の設置
5. 「子どもの権利に関する行動計画」の策定（令和6年3月予定）
6. いずれも知らない

問12 あなたは、「子どもの権利」の普及と子どもの社会参加促進に向けて、今後どのような取組が必要と思いますか。(○はいくつでも)

1. 子どもの権利について、市民の学習機会を増やす
2. 子どもの権利について、子どもたち自身の学習機会を増やす
3. 子どもの権利について、子どもと関わる大人たちの研修機会を増やす
4. 広報活動を拡充する
5. 権利侵害に対して、安心して相談できる場を増やす
6. 家庭・学校・地域で、子どもが意見を表明できる機会を増やす
7. 家庭・学校・地域で、子どもが活動に参加できる機会を増やす
8. 北本市政について、子どもが意見を表明できる機会を増やす
9. 子どもを支援する機関・団体同士の連携の機会づくりを進める
10. その他 ()
11. わからない

問13 「子どもの権利条例」では、保障されなければならない大切な子どもの権利として「安心して生きる権利」「自分らしく育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4項目と、23の権利を挙げています。あなたは、これらの中で、北本市でまだ十分ではないと感じるものはありますか。(○はいくつでも)

【安心して生きる権利】

1. 命が守られ、尊重されること。
2. 愛情及び理解をもって育まれること。
3. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
4. あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
5. 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
6. 平和及び安全な環境の下で生活できること。
7. 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

【自分らしく育つ権利】

8. 個性が認められ、人格が尊重されること。
9. 遊んだり、休んだりすること。
10. 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
11. 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
12. 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達に応じて自分で決めることができること。
13. 地域及び社会の活動に参加すること。
14. 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

【守られる権利】

15. あらゆる権利の侵害から逃れられること。

- 16. あらゆる搾取から守られること。
- 17. 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- 18. 自らの意思及び考えが尊重されること。
- 19. 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- 20. 誇りを傷つけられないこと。

【参加する権利】

- 21. 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- 22. 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- 23. 仲間をつくり、集まること。

問14 次の子どもに関する相談機関のうち、あなたが知っているところはどこですか。(○はそれぞれ1つ)

	利用したことがある	名前は知っている	知らない
① 市役所の子育て支援総合窓口	1	2	3
② 学校のスクールカウンセラー	1	2	3
③ 学校のさわやか相談員	1	2	3
④ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)	1	2	3
⑤ LINEによる相談窓口「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」	1	2	3
⑥ LINEによる相談窓口(自殺予防)「こころのサポート@埼玉」	1	2	3
⑦ 教育センター	1	2	3
⑧ 子どもの人権110番(法務局)	1	2	3
⑨ 子どもスマイルネット(埼玉県)	1	2	3
⑩ よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)	1	2	3
⑪ その他()	1	2	3

問15 子どもやご自身が相談する際に重要と思うことは何ですか。(○はいくつでも)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 匿名で(自分の名前を名乗らずに)相談できる |
| 2. 子どもだけでも直接相談できる |
| 3. 何時でも相談できる |
| 4. 電話代などが無料 |
| 5. メール・SNSで相談できる |
| 6. 相談内容の秘密を厳守してくれる |
| 7. 問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる |
| 8. その他() |
| 9. 特になし |

問16 あなたは、生活全体の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じますか。(○は1つ)

	感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	感じない	わからない
北本市で、子どもの権利が十分に守られていると感じるか	1	2	3	4	5

問17 その他、ご意見などがあれば自由に書いてください。

--

調査にご協力頂きまして、ありがとうございました。